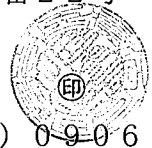


令和5年 9月29日

三重県知事 一見 勝之 様

四日市市泊山崎町3番22号
医療法人 向陽会
理事長 中村 泰
電話059(345)0906



決 算 届

令和4年8月1日から令和5年7月31日までの決算を終了したので、医療法第52条第1項の規定により届出します。



[別 紙]
様式 1

事 業 報 告 書

(自 令和4年 8月 1日 至 令和5年 7月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 向陽会
- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
- ② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
 出資額限度法人 その他
- ③ 基金制度採用 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 三重県四日市市泊山崎町3番22号
- (3) 設立認可年月日 平成 1年12月22日
- (4) 設立登記年月日 平成 1年12月26日

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
診療所	中村内科循環器科クリニック	三重県四日市市泊山崎町3番22号	一般病床 0 床 療養病床 0 床 [医療保険 床] [介護保険 床]

- (2) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 4年 9月28日 令和3年度決算の決定

令和 5年 7月31日 令和5年度の事業計画及び収支予算の決定

” 令和5年度の借入金額の最高限度額の決定

様式2

法人名 医療法人 向陽会
 所在地 三重県四日市市泊山崎町3番22号

※医療法人整理番号 D34

財 産 目 録
 (令和5年 7月31日現在)

1.	資	産	額	308,523	千円
2.	負	債	額	64,227	千円
3.	純	資	産	244,296	千円

(内 訳) (単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	221,321
B 固 定 資 産	87,202
C 資 産 合 計 (A+B)	308,523
D 負 債 合 計	64,227
E 純 資 産 (C-D)	244,296

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))
 建 物 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

法人名 医療法人 向陽会

※医療法人整理番号 032

所在地 三重県四日市市泊山崎町3番22号

貸借対照表

(令和5年7月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	221,321	I 流動負債	20,133
II 固定資産	87,202	II 固定負債	44,093
1 有形固定資産	23,760	負債合計	64,227
2 無形固定資産	1,713	純資産の部	
3 その他の資産	61,729	科目	金額
		I 資本金	10,000
		II 資本剰余金	
		III 利益剰余金	234,296
		IV 評価・換算差額等	
		純資産合計	244,296
資産合計	308,523	負債・純資産合計	308,523

法人名 医療法人 向陽会
 所在地 三重県四日市市泊山崎町3番22号

※医療法人整理番号 D32

損 益 計 算 書
 (自 令和4年 8月 1日 至 令和5年 7月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	161,647
2 事業費用	135,873
本来業務事業利益	25,773
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	
2 事業費用	
附帯業務事業利益	0
事業利益	25,773
II 事業外収益	942
III 事業外費用	426
経常利益	26,290
IV 特別利益	
V 特別損失	1,339
税引前当期純利益	24,950
法人税等	4,904
当期純利益	20,046

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
 2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 向陽会
理事長 中村 泰 殿

私は、医療法人 向陽会の令和4会計年度（令和4年 8月 1日から令和5年 7月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和5年 9月26日

医療法人 向陽会
監事 伊藤 厚子

